

(電子メール施行)  
薬 第 1557 号  
令和4年2月16日

(一社) 兵庫県医師会長  
(一社) 兵庫県歯科医師会長  
(一社) 兵庫県薬剤師会長  
(一社) 兵庫県病院薬剤師会長  
(一社) 兵庫県病院協会会長  
(一社) 兵庫県民間病院協会会長

} 様

兵庫県健康福祉部健康局薬務課長

麻薬、向精神薬、覚醒剤及び覚醒剤原料の事故について

平素は本県の麻薬行政に格別の御理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、病院、診療所及び薬局等（以下「病院等」という。）で所有する麻薬、向精神薬、覚醒剤及び覚醒剤原料（以下「麻薬等」という。）に事故が生じたときは、麻薬及び向精神薬取締法又は覚醒剤取締法（以下「法」という。）の規定に基づき、事故届を管轄する保健所等へ御提出頂いているところです。

麻薬等の事故のうち、盗取、詐取（偽造処方せんに基づく交付を含む）等の事件性があるもの又は所在不明（以下「所在不明等」という。）については、事故の性質上、本県職員による詳細な調査を実施のうえ、近畿厚生局麻薬取締部に報告する必要があります。

特に、所在不明事故に関しては事故発生後、かなりの期間が経過して届出がされたため、病院等の内部調査に時間を要した事例も発生しております。

そのため、病院等で所在不明等の麻薬等の事故が発生したときは、直ちに管轄する保健所等へご一報いただきますよう貴会員への周知をお願いします。

健康福祉部健康局薬務課 薬務対策・捜査班 谷畑 TEL : 078-362-3270 FAX : 078-362-4713
---